

別紙様式

意見書

令和7年5月7日

熊本県知事 木村 敬 様

宇城市長 末松 直洋

令和7年(2025年)2月5日付け商金第780号で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ宇城市小川店
宇城市小川町河江字ハノ坪99番1 外

2 意見

生活環境保全上の見地により、次の点について十分留意されるようお願いいたします。

(1) 公害防止関係

ア 大気汚染

事業所及び事業所周辺における粉塵の飛散等の防止対策に十分注意を払い、大気汚染防止法等関係法令に基づく各種規制基準を遵守すること。

イ 騒音

事業所及び事業所周辺内における騒音の防止対策に十分注意を払い、騒音規制法等関係法令に基づく各種規制基準を遵守すること。

特定施設を設置する場合は、事前に届出を行うこと。

ウ 振動

事業所及び事業所周辺内における振動の防止対策に十分注意を払い、振動規制法等関係法令に基づく各種規制基準を遵守すること。

特定施設を設置する場合は、事前に届出を行うこと。

エ 水質汚濁

事業所から排出される排水汚濁等の防止対策に十分注意を払い、水質汚濁防止法、県条例（熊本県生活環境の保全等に関する条例、熊本県地下水保全条例等）関係法令に基づく各種規制基準を遵守すること。なお、事業所内廃棄物への雨水による浸出水に伴う水質汚濁等については、特に注意を払うこと。

才 土壤汚染

事業所及び事業所周辺内における土壤汚染の防止対策に十分注意を払い、
土壤汚染対策法等関係法令に基づく各種規制基準を遵守すること。

力 悪臭

事業所及び事業所周辺内における悪臭の防止対策に十分注意を払い、悪臭
防止法等関係法令に基づく各種規制基準を遵守すること。

(2) その他

廃棄物の処理は許可を受けた処理業者に委託すること。
(市では、事業系一般廃棄物の収集及び産業廃棄物の収集・運搬・処分を行いません。)

注) 2 意見には、大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項」について、「指針」に基づき意見を記載してください。

※「指針」

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/20446.pdf>

※担当者連絡先

所 属 名 (経済部商工観光課) 電話番号 (0964-32-1604)

担当者名 (井上) E-mail (syokokankoka@city.uki.lg.jp)